

冰青居藏品図録（古筆切編）

—— 定数歌・歌会歌（二） ——

池 尾 和 也

はじめに

本稿は、所蔵する古筆切資料の中から、徒に死蔵すべきではないと思われるものについて、その図版を提供することを目的とする（図版は一括して末尾に掲げた）。今回は、前号に続いて定数歌・歌会歌の古筆切の内から二種三葉を紹介する。本来の趣旨からは図版とその正確な書誌的情報を記せば充分であるが、私に拙い論考を付け加えさせていたゞいた。見及ばない資料や論考の見落とし、失考などもあるかと思われるので、広く批正を請う次第である。

1、伝浄弁筆四半切（建保三年内裏名所百首〔定家隆二人本〕）二葉

『建保三年内裏名所百首』（以下、『内裏名所百首』と略記）を書写内容とする伝浄弁筆四半切を二葉紹介する。二葉はツレなので、各葉の書誌的情報を記した後、まとめて論じることとする。

一葉目（図版①）は未装の断簡で、極札（龍紋唐紙〔薄墨紋・下部に薄墨にて流水を刷く〕、一三・六×二・〇cm）には、

〔表〕 藤本浄弁律師青柳の〔拜（墨印）〕

〔裏〕 〔茂入道順（墨印）〕

とあり、初代朝倉茂入の極めと知られる。切裏右上に「十八」と薄墨で墨書、右下隅に墨丸印（陽刻↓判読不能）が押されている。料紙は斐紙、二五・〇×一六・〇cm（字高二・五cm）。和歌二行書一面十行。

二葉目（図版②）も未装の断簡で、極札（楮紙、一四・三×二・一cm）には、

〔表〕 浄辨法印このねも〔琴山（墨印）〕

〔裏〕 切〔朱割印〕壬寅極〔了音（墨印）〕

とあり、古筆家六代了音が享保七（1722）年十二月に極めたものと知られる。切裏右上隅に「浄弁」、右下に「尾ヤムシナム」と墨書、中央に「精」と朱印（陽刻）を押す。料紙は斐紙、二四・二×一五・六cm（字高二・三cm）。和歌二行書一面九行。擦り消し痕などは認められず、ツレと比較して一行分の切り取りがあったとも思われないので、一面は九く十行と不定であったか（基本は十行であるが、後掲の田中登氏蔵切と同じく一面に名所題が二題配置された

場合に九行となるのであろう。元は四半形の冊子本であったと推定される。

本切は『内裏名所百首』を書写内容とするが、定家・家隆両名の詠作のみで構成される所謂「二人本」であり、ツレはほかに三葉が確認される。本切を含めて概要を記しておく（所収歌番号の若い順に丸付番号を付す）³、

① 高城弘一氏蔵伝浄弁筆四半切（斐紙、二四・九×一五・九、四代了周極札〔貞享元1684年九月〕、春二十首・〔玉島河〕）〜春日野・一五／一九／二七／三一、十行

② 架蔵・図版①（春二十首・〔葛木山〕）〜伊勢海・六三／六七／七五／七九

③ 田中登氏蔵伝浄弁筆四半切（料紙不記載、二四・三×一五・九、鑑定者等不記載、冬・〔交野〕）〜有乳山・六三九下句／六四三／六五一／六五五・九行

④ 東京国立博物館蔵『古筆手鑑（聖武天皇始一四七葉）』所収・伝藤本浄弁律師筆四半切（料紙・寸法等未調査、初代朝倉茂入極札、冬十首・〔安達原〕）〜鏡山・六八七／六九一／六九九／七〇三・十行

⑤ 架蔵・図版②（恋二十首・〔緒断橋〕）〜三熊野浦・九〇三／九〇七／九一五／九一九

となる。②④極札の初代朝倉茂入は生没年未詳であるが、古筆家初代了佐（元龜三1572年〜寛文二1662年正月二十八日、九十一歳）の門人であり、二代茂入（生没年未詳）が二代了栄（慶長十二1607年〜延宝六1676年十月八日、七十二歳）の門人であったことなどを考え合わせると、①の了周の極めよりは少しく先行するものと思われる。いずれにしても江戸前期頃には分割が始まっていたことが推測されるが、和歌四天王として名高く、古筆切の需要も見込まれたであろう浄弁のものとしては、数少ない伝存数にとどまっている（一見すると、たゞの名所を詠んだ個人詠であり、何の作品で誰の詠作かもわからないといったことが影響したのかも知れない）。①②はともに「春二十首」の近接する詠作、③は「冬十首」の中央あたり、⑤は「恋二十首」の終わり近くに位置する詠作であり、おそらく完

本に近い写本から切り出されたものと推測される。

当該切の書写年代については、①は初論・再論とも「南北朝期頃」、③も「南北朝といったところ」とし、その筆跡については、①初論では「浄弁の真蹟及び真蹟と認定される古筆切（松花集切、臨永集切、仙覚注系万葉集注切など）と比較すると別筆」とし（再論では言及なし）、③では「書風は確かに浄弁風ではあるが、浄弁の真蹟とは認めかねる」とする。浄弁の筆跡をめぐっては、稲田利徳氏が浄弁の自筆懐紙や自筆署名入短冊を集成して、それらの比較検討を試みておられるが、その中で「尊経閣文庫蔵『拾遺集』の浄弁自筆本で筆跡の特徴をみると、その一つに「ふ」という文字を「ふ」と書くことが指摘できる」と述べられていることは注目し値する。稿者も同様に尊経閣文庫蔵『後撰和歌集』『拾遺和歌集』を比較対象として検討する際に目に付いた「ふ（不）」・「め（女）」などを、浄弁特有の癖字として筆跡判定の基準に用いるべきだと考えている。「め」については、「速筆なること、最晩年の筆跡であることを考慮に入れるべきで、この一枚をもって、他のすべての自筆懐紙・短冊とされているものの筆跡判定の基準とするのは危険」とされる『高野山金剛三昧院奉納和歌短冊』においてすら通用する特徴を備えており、非常に有効な基準と見做すことができるように思われる（「ふ」は使用事例なし）。

①初論が比較対象としたものでは、例えば『古筆学大成』第十六卷所収の図版³²⁹〜³³⁴「伝浄弁筆松花集切」（³³²は臨永集切）と比較すると（三桁数字は大成図版番号、丸付番号は当該切、漢数字は行数を示す）、「山」（³²⁹五・³³¹五・②五）や「露」（³²⁹五）・「霞」（②九）の「雨」部分、「神」（³³¹八・②六）、「雲」（³³³四・②三）などの漢字はほとんど同筆と違ってよく、一方で「花」（³³⁰二／五・³³¹三／九・②七）、「月」（³³³四・①四・⑤四）などは字形を異にしている（但し、両字とも後掲の後撰集では極めて近い字形が認められる）。かなでは、松花集切で多用される「起（き）」は当該切では用いられない（専ら「幾（き）」が用いられる）といった違いが見られる（但し、一箇所だけ用いられている

「幾」〔332〕は①一末尾・②一などに筆勢面での違いはあるものゝ近しい形である。『私撰集断簡集成』¹³第七一四「伝浄弁法印筆松花集（丁）」に見える二「き（幾）」や三「ゆめ」、六「ふ」なども、②一・⑤三・②二／四・④三／八・⑤七／八などゝ比較して同筆と判断される近さであり、ひとつひとつの文字の印象も極めて近しい。抑も松花集切・臨永集切は浄弁撰かとされる撰集の所謂自筆切であり、その書写態度も浄書本と見てよいほど極めて謹直であるのに対して、内裏名所百首切の方はおそらく草稿段階のものであり、普段使いの筆先の柔らかなり使い熟れた筆でかなりの速度で書き流しているという違いがあり、一概に同列に比較することが困難であることは考慮されるべきであろう。それでも先に述べた「ふ（不）」・「め（女）」といった特徴のある癖字が共通することは確かである（特に字母の選択や連綿の様態・書写速度などについては、その書写目的によつて大きく左右されることが容易に予想される）。これらに比較して書写態度のやゝ近しい前田家尊経閣文庫蔵の両集を見てみると、「ふ」・「め」といった浄弁特有の癖字が共通して認められるほか、何よりも運筆の呼吸リズムが同じであり、それらが共通した印象を生んでいる。これらを総合して判断すると、両者は同筆と判断して誤らないものと思われる。但し、筆跡に関しては、判断する個人により比較する対象や目の付け所の違い、その時点で扱うことが可能であつたツレの情報之差などもあり、意見の一致を見ないことも多い。このため、少しでも疑念や対立する意見があれば「伝」を付しておくのがよいと思われるので、本稿でもそれに準じておいた。やゝ淡墨ではあるが、大振りで勢いを感じさせる筆致は南北朝初期頃のものとしてよいと思われ、鎌倉末期の書写である『後撰集』『拾遺集』よりは僅かに下るものであろう。また、①⑤に認められる訂正書入等は、その字形や墨色からも本文と同筆と判断される。¹⁴

次に、書写内容の検討に移りたい。既に述べたように、本切の書写内容は『内裏名所百首』ではあるが、定家・家隆の二名の詠のみで構成される特異な形態のものである。これについて小林強氏は、初論では「その推定書写時期は、

現存する完本（及び後掲の建保名所百首の古筆切）よりは遙かに先行しており、建保名所百首の成立過程（「三人本」に先行する可能性も皆無ではなからうと思われる）、若しくは享受史的側面において、どのような位置付けがなされるのかは極めて興味深い問題」としつつも、再論では「当該切が建保名所百首からの抄出であるとすると、家隆歌の側の本文のみが極端に乱れている点が不自然であり、定家歌と家隆歌とは撰歌源を異にしていた可能性が強く、定家と家隆のそれぞれの家集から建保名所百首の部分を抜き出して纏めたものではなからうか」という浅田徹氏からの教示を提示し、これを是認するようである。では、この家隆詠の本文の乱れの原因は、その元となったとされる家集に還元されるものであろうか。或いは、『内裏名所百首』の成立過程における本文の揺れによるものであろうか。これについて考えてみたい。

とはいえ、家隆家集と『内裏名所百首』はともに校本が作成されておらず、厳密な意味での比較は甚だ困難であり、本稿の分を超えてもいる。ここでは比較的簡単に利用可能な資料として、『内裏名所百首』では、第一類本（流布本）に属する曼殊院藏本¹⁵・宮内庁書陵部藏（五〇二・一四）本¹⁶（書甲）・宮内庁書陵部藏（一五一・四二二）本（書乙）・国立公文書館内閣文庫藏（二〇一・三二三）本（内甲）・群書類従本巻第七十一所収本（群）、第二類本（歌序改編本）に属する国立公文書館内閣文庫藏（二〇一・三二二）本（内乙）・『百首部類』所収本である早稲田大学蔵『百首部類』本¹⁸（早）、第三類本（女流後置本）に属する森本元子氏蔵文龜三年書写本¹⁹・東京大学文学部国文学研究室蔵本（東A）・長谷寺豊山文庫蔵本（豊）・水府明德会彰考館蔵本（彰）・ノートルダム清心女子大学附属図書館蔵黒川文庫本（黒）・島原図書館蔵松平文庫本（島）、順徳院・定家・家隆三人本に属する富岡美術館蔵伝定家筆本（富）²¹・名古屋大学附属図書館蔵岡谷文庫本（岡）²²・ノートルダム清心女子大学附属図書館蔵『内裏名所百題』（清）²³・架蔵元禄四年伝日野輝光筆本（氷）²⁴・京都市歴史資料館蔵無刊記本（京）、同じく三人本であるが有注本である疎竹文庫蔵本（疎）²⁵・宮城県図書館

伊達文庫『名所三百首』(伊)・東奥義塾高等学校奥文庫蔵『名所三百首聞書』(奥)・京都大学附属図書館蔵享保版本『建保名所三百首抄』(享)、順徳院・定家二人本に属する東京大学文学部国文学研究室蔵『題林愚抄』(東B)を用いた。家隆家集は、古本系伝本として国立歴史民俗博物館蔵(高松宮本)『玉吟集』(高)・宮内庁書陵部蔵『家隆卿集』(宮)を用い、適宜研究書類に掲げる校異をも参照した。広本系伝本としては東京大学文学部国文学研究室蔵『壬生二品集』(東C)及び蓬左文庫蔵『玉吟集』を底本とした新編国歌大観本文(国)を用いた。また、定家詠については、冷泉家時雨亭文庫蔵定家自筆本『拾遺愚草』(冷)及び御所本六家集系統とされる宮内庁書陵部(五〇一・五一二)本を底本とした『私家集大成』所収本(私)を参照した。当該切本文の伝本系統を特定することを目的とするので、底本には精撰本に属する森本元子氏蔵本を用い、底本と当該切が一致する箇所でも、底本と異同を有するものが一本でもある箇所はすべて掲げた。以下にその異同状況を見てみると(丸付数字は当該切、その下の算用数字は行数を示し、定家・家隆詠を区別し易いように、行数の下に「定」「隆」と表示した。丸付数字の上の記号は、◎○は有意と判断される異同、△は評価対象とはならない異同、▲は当該切を含まない異同を示す。▲の内、重要と思われる異同には記号に傍線を付した。※は各伝本の特記事項。同一異同中に内裏百首と家集が同居するものについては、「/」を付して区別し易くした。ミセケチは傍線を付して示した。)

※①1〜4 定家・家隆詠の歌順が逆(享)

▲①1定 うつる一旬(富)・うつむ(東A)・うる(内乙)

▲①1定 うつるらん―そうつまん(清)

▲①2定 玉嶋川の―玉嶋河(彰)

▲①2定 花―水(早)・はな(水イ)・花(水イ)・春(清)

- ▲①2定 かゝみに―かゝり火(京)
- ※①3く4 行間小字書入(黒)
- △①3隆 玉嶋や―本マ、たましま。や(①)
- △①3隆 にゐ―にひみ(①)
- ▲①3隆 守か―もりカイや(内乙)
- ①3隆 ことし―ニまとし(①)
- ▲①3隆 行―行て(富)
- △①4隆 ほのめく―ほめくの(①)
- ▲①7定 うへの―うへに(内乙)
- ①8隆 なかめも―なかめしも(①)・なかめた(京)
- ①8隆 なき―マ、ト、なと「と」左にミセケチ、その左に「き」(①)
- ▲①9隆 まかふ―マイうかふ(享/東)・まよふ(国)
- ▲②1定 山の―山に(京)
- ▲②1定 なかき―な野かき(島)
- ▲②1定 日は―日は。(東A)・日の(内乙)・日に(島岡)
- ▲②1定 なかき日は―キ永りぬ(清)
- ▲②2定 そらも―空(岡)・空の(氷)
- ▲②2定 あそふ―あそふ遊ぶ(東A)・遊ひ(清)

- ▲②2定 いとゆふ―しらゆふ(奥)・いとゆふ(東A)・まとふ哉(清)
- ▲②3隆 白雲は―しら雲や(富)
- ▲②3隆 もと―いと(岡)
- ▲②3隆 青柳―あ□^(虫)やき(宮)
- ▲②4隆 春風―はる□^(虫)せ(宮)
- ※②5く10 手向山く伊勢海ナシ(富)
- ▲②6定 たつ―定(疎)
- ▲②7定 かた―□^(虫)た(氷)
- ※②8隆 作者↓忠定朝臣(内乙)
- ②8隆 色に―野に(②)・色を(豊)
- ②8隆 たちやは―たちは(②)
- ▲②8隆 おとる―かはる(高宮国)
- ②9隆 衣―ころの(②)清疎/高宮・比^(衣)の(東C)・比の(氷)・うへの(岡)
- ※③歌序 交野・田蓑嶋・有乳山↓田蓑嶋・交野・荒乳山の順(疎)
- ※③9く④ 有乳山く鏡山ナシ(愚)
- ▲③1定 あかりに―あかりの(奥)
- ▲③1定 あはん―あるむ(曼「る」は「か」とも判読可)
- ▲③1定 とや―とそ(伊)・とそ^(や)(清↓「そ」に「や」を重ね書き)

- ▲③ 1 定 する―おもふ(清)
- ▲③ 2 隆 かり―駆(豊)
- ▲③ 2 隆 ゆけは―ゆくは(書乙)・人の(伊)
- ▲③ 2 隆 まの―まに(疎)・間に(清伊)
- ▲③ 3 隆 玉のを―玉ゆら(清疎奥亨)・玉ゆらのをイ「ゆらまたす」左に「のをたえすイ」(豊)・玉ゆらのをイ(東C)・玉の緒ゆらい(早)
- ▲③ 3 隆 またす―またす「ゆらまたす」左に「のをたえすイ」(豊)・たえす(島国)・またぬ(書甲書乙内甲群)・またぬす(曼)・また□(虫)(氷)
- ◎③ 3 隆 雉なく―きゝす立(③)・きえすたつ(彰)・雉子□(虫)く(氷)
- ▲③ 5 定 あかす―わかすあ(東A)・あわす(富)
- ▲③ 5 定 霜そ―霜を(島)・霜も(愚)
- ▲③ 5 定 かさなる―かさぬな(曼)・かさぬな(書甲書乙内甲内乙早)・
- ▲③ 6 定 嶋は―嶋に(伊)・嶋□(虫)(氷)
- ▲③ 6 定 きても―きても(東A)
- ▲③ 6 定 かひ―□(虫)ひ(氷)
- ▲③ 7 隆 たみのゝ―田蓑野(清)
- ▲③ 7 隆 民の―民のも(早)・民□(虫)(氷)・たつの(高宮)・民のたつ(内乙)
- ▲③ 8 隆 名には―名にそ(疎)・なにかは(岡)

▲③ 8 隆 かくれぬ―□くれぬ (③)・かくれん (疎)・かくれず (曼書甲書乙内甲群)・かくれず (内乙早)

▲③ 8 隆 袖や―袖の (疎)

▲③ 9 題 有乳山―荒乳山 (疎)

▲④ 1 定 そなた―奥方 (書甲内甲)

○④ 2 定 となりと―となりにイに (京)・となりと (④曼東A内乙清享伊/冷)・隣と (書甲書乙内甲群黒彰豊島氷奥/私)・隣にイて (疎)・みなりと (富)〔・隣にイと (岡)〕

※④ 3 隆 作者↓家衡 (内乙)

△④ 3 隆 ものゝふの―もののふの (④)・武士のに (岡)

▲④ 3 隆 あたちの―あたちか (疎伊/東C)・安達か (清)

▲④ 4 隆 ひくてもやすくくるゝ空かな―分て入さの道たにもなし (書甲内甲群↓六九六下句と入れ替わる〔移動先本文の異同は略号に傍線を付して示す〕)

▲④ 4 隆 ひくても―ひく年イてに (内甲富)・引手に (群)・引ての (京)

▲④ 4 隆 空―空 (群)・年 (疎岡清伊/東C)・とし (冰京享)・ことし (奥)

▲④ 5 題 因幡山―稻葉山 (疎岡)

▲④ 6 定 かも―より (清)

▲④ 6 定 田面に―田面の (伊)・田のものにイ (東A)・袂田間イに (冰)

◎④ 7 定 山の―山は (④)・山も (曼書甲内甲群富冰京疎/冷私)・山もの (黒)・山もイの (享)

▲④ 8 隆 吹―松 (奥)

- ▲④9隆 こゑ―色（疎岡清奥）
- ▲④9隆 くれまで―夕くれ（富）・くれまで（内乙）
雪イ
- ④10題 鏡山 近江―鏡山（④）
近江豊前ニモアリ
- ※⑤1〜10 緒断橋く鈴鹿河ナシ（高）・守山く名取川ナシ（愚）
- ▲⑤1定 ねも―ねに（黒東A）・ねに（冰）・音の（曼書甲書乙内甲群）
もイ
- ▲⑤1定 くはゝる―くわゝる（富）
- ⑤2定 橋の―橋の（冰享）・橋に（⑤黒東A／私）・はしに（島京／冷）・はしに（内乙）
にイ
- ▲⑤3隆 たのみ―契り（享）
たのみイ
- ▲⑤3隆 まで―にて（彰）
- ▲⑤4隆 橋に―橋の（伊）
- ▲⑤4隆 月そ―月は（内乙）
- ⑤6定 間の―まも（⑤京奥）・まも（享）・まの（岡）・間も（清）
のイ
- ▲⑤6定 衣の―衣を（京）
- ▲⑤7定 そふへき―そふかき（京）
- ⑤8隆 はまゆふ―はま松（⑤）
はまイ
- ▲⑤8隆 白妙の―白妙に（清↓「に」に「の」を重ね書き）
の
- ▲⑤9隆 袖の―袖の袖の（内乙）
- ▲⑤9隆 わかれも―わかれも（東A）
も

▲⑤ 9 隆 いのりーいのる(富)・うらみ(冰京享/宮東C国)・恨(清疎伊奥)

▲⑤ 9 隆 かさねよーはしめよ(富)・かさねつ(疎)・かさねて(伊)

となる。手近な資料のみを比較したはなはだ雑駁な調査であるが、そこから見えてきたところを考えてみたい。

まず最初に確認しておきたいのは、①に見える「本マ」、「マ」がともに淡墨によつて墨減されていることである。当該切は少なくとも問題の多い親本(または原資料)をそのまま書写した後、何らかの伝本で校合された結果、これらの注記が消されたと考えられる。⑤(図版②)の訂正も同様に考えられるかどうかは確言できないものの、訂正後の本文自体はそれほど問題を含むものではないことは確かである。但し、これほどの訂正を必要とする箇所が家隆詠に集中することは、やはり問題とされなければならず、その原因を各詠の撰歌源の違いに求めることは、至極まっとうな考えである。

異同一覧中、①く⑤が直接関係する異同は十七箇所であるが、「△」を付した四例(①3・②二例)・①4・④3)は脱字の補入や同音異字の補訂であり、有意の異同として扱う必要のないものと判断される。「○」を付した六例の内、④2は底本とした森本元子氏蔵本が諸本と対立する(森本本の独自異文に近い)ものであり、④10の事例は題の注記に関するものなので、この二例も除外してよいであろう。他の四例(①3・①8・②二例)・⑤8)は、訂正||校訂される前の本文に問題のあるもの(一応、独自異文)であるが、それらの本文が利用した資料に依るものか、単なる誤写によつて生じたものかは判断できない(少なくともそのような本文を持つ資料は確認できないので、誤写と見ておくのが穏当と思われる)。「◎」を付した七例中、②8・②二例)・③3・④7の四例は当該切の独自異文である。すなわち、これらを除いた三例(②9・⑤2・⑤6)のみが、他の資料と共通する異同を有する箇所であり、当該切に利用された資料の系統を探る手懸かりとなる異同となる。

順次見てゆくと、②9では、「衣」に対して当該切と同じく「ころの」という本文を有するのは、順徳院定家家隆三人本（以下、「三人本」と略記）に属する清・冰・疎（有注本）と家隆家集中では古本系に属する高・宮及び広本系の東C（「衣」と異本注記）である。⑤2では、「橋の」に対して当該切と同じく「橋に」という本文を有するのは、内裏名所百首第三類本に属する黒・東A、二類本に属する内乙（「のイ」と異本注記）、三人本に属する島・京と拾遺愚草（冷・私）の二本であり、「橋の」とする本文を持つ三人本に属する冰・享（有注本）がある。⑤6では、「間の」に対して当該切と同じく「まも」という本文を有するのは、三人本に属する京・清と同有注本である奥・享（「のイ」と異本注記）であり、同じく三人本である岡が「まの」とする。これらの異同状況からは、三人本との一致が目立つように思われるが、当該部分以外の異同を参照すると、これも有意の異同とは見做しがたい（三人本の本文は他の完本系諸本とは対立することが多く、寧ろ個々の家集本文と親和する傾向にあり、このことは三人本の成立過程について重要な示唆を与える）。家集本文との異同状況も、②9「霞のころの」・⑤2「をたえのはしに」などは家集本文に一致するが、一方で②8「たちかはをとる」・⑤9「いのりかさねよ」は、それと「たちやはかはる」・「うらみかさねよ」とある家集本文とは対立しており、一概に現行の家集に近い伝本を利用したとも言いかねる状況である。

以上の比較からは、家隆家集に関しては、少なくとも古本系本文とは完全には一致しないことを確認するのみである。古本系伝本が増補され所謂広本系伝本が派生した時期は特定しづらいが、蓬左文庫蔵『玉吟集』上冊奥書に、

本云 家隆卿家集世無善本令校合

諸本同異新所編集也重尋証

本委令比較可矣

詞林樽散（在判）

とあり、この「詞林樗散」が嘉吉三・1433年頃に一条兼良の用いた雅号であるところから、広本系の編纂者に兼良を充てるべきことが指摘されている。⁽³⁴⁾ 但し、蓬左文庫蔵『壬生三品集』上冊奥書には、

本ニ云ク
永享六年極月書写之ス于松末葉正徹在判

とあるところから、少なくとも永享六・1328年十二月には古本系伝本を増補した伝本を正徹が書写していたことが知られるが、同本には「詠二百首和哥」が含まれておらず、兼良はこれを補って現行の広本系伝本を編集したものと考えるべき（その元となったのは、伏見宮家に存した京極為兼が花園院に委託した和歌文書を含む持明院統伝来の歌書であろうが、冷泉派への親近という点では両者に共通するものがあり、広本系伝本はこうした冷泉派周縁での交流から生成されたものと想像される）。いずれにしても、当該切の書写はそれより一世紀ほど遡るものであり、当該切の筆者が参照した伝本がどのようなものであったかは想像の域を出ない。古本系を元とした一伝本であったことは確かであるが、当該切の様態からは、その本文は相当に荒れたものであったことが推測される。当該切筆者はそのような本文を、おそらくは『内裏名所百首』を使って校合したものと推測されよう（校合本が別の家集伝本であったならば、態々このような荒本を用いずともよかつたはずである）。⁽³⁶⁾ では、手元にどのようなものであったかは定かではないものの、『内裏名所百首』の一伝本が存したとすれば、何故に各々別々の家集から採歌する必要があったのか。おそらくは、それが信用のおける伝本とは見做せなかつたからではなからうか。すなわち、歌序が乱れた第二類本のような伝本が手元にあつて、そのどれが定家詠か家隆詠かを正確に判別できなかつたとすれば、個人詠のみを記した家集に基づいて採歌し、その混乱した本文を『内裏名所百首』本文で校訂したと考えれば、何となくその経緯が納得できそうであり、当該切の現状も理解されそうである。また、家隆詠に限らず定家詠にも当該切と家集本文との間には異同が散見することも認められるが、それらは概ね小異にとどまつており、依拠した家集本文が家隆の場合に比べて安定し

ていたことを反映するものである。

一方で、この二人本が最初からこのような形態であったとしたらどうであろうか。その可能性について考えてみたい。その前提となるのが、富岡美術館蔵『音羽河』と題された順徳院・定家・家隆の『内裏名所百首』詠を書写した所謂三人本の存在である。同本は五島美術館特別展「定家様」⁽⁴⁷⁾に出品され、「図版目録」には「伝藤原定家筆」「鎌倉時代／14世紀」とあり、定家の真跡とは扱われていないが、解説文には「定家没後比較的早い時期に編集したもの」とされる。これとは別に吉田幸一氏が紹介された『牧野子爵家藏品・観樹將軍遺愛品入札目録』（昭和四年十月十四日、東京美術倶楽部）所載の「定家卿 名所歌」一帖（廿三葉 光広外極数々）があり、これも『内裏名所百首』順徳院・定家・家隆三人本であった（清見瀉く野嶋崎・順徳院詠の見開き一丁分の写真を付す）⁽³⁸⁾。二本は用字や丁の変わり目、名所題の高さの違いなどから別の伝本と判断されるが、一致する十六首中に三箇所の異同（他に三箇所の小異）が存しており、⁽³⁹⁾直接的な書写関係が認められるかどうかは疑問が残る（但し、131「夜る」といった表記は共通する）。富岡美術館本の巻首は、

春部

建保三年

とあり、『内裏名所百首』である旨を明示しない。十二人本は勿論のこと、三人本としても極めて特異な形態といえようが、このことは却って、そのような名称を付す段階にあったものからの抄出ではないことを示唆する。ではもし、『内裏名所百首』成立以前に定家筆の三人本の可能性があるとすれば、それはどのような経緯で、いつ成立したものであるか。吉田氏が論文中に全文を翻刻された「名所百首哥之時与家隆卿内談事」⁽⁴⁰⁾（宮内庁書陵部蔵『愚秘抄』）に合綴された三部の消息の三通目）には、

よしなき人のうたおほく見候て少々は

それをさへさり候つる程におほくの哥はすてゝ候ぬ

御製若所望得候はゞ可進に候

先度章奥書に春廿首の廿首の字を

さほどの事もそらにおほえ候てかすへて

かゝんと思ひて不書候しを其定に

あそはし候にけるとおほえ候こそ

片腹痛候へあまりものかおほえ候

はてかすへて後に書具て候也

といった文が見える。「よしなき人」は家隆を除いて定家に歌稿を寄せた人たちを指すのであろうが、「御製」以下の文意は取りにくい。和製漢文的に読解して、「御製はもし所望して得ましたならば、進上しようと存じます」とでも読み解くしかなるうが、「可進」の対象を書簡の受け取り手である家隆とするならば、少しく違和感があることも否めない。続く「裏書」に家隆が詠んだ草稿に関する記事があることなども踏まえて、順徳院にいたゞく予定の御製に定家・家隆の詠を付して、順徳院に「可進に候」と家隆に報じていると解するのは、恣意的にすぎるであろうか。定家・筆三人本というようものが成立するとすれば、そのような経緯を想像するよりほかないであろう。そうして、定家・家隆二人本というようものが位置付けられるとすれば、上記の三人本の前段階として、定家の元にあつた家隆の歌稿と「おほくの哥はすてゝ」改作した定家自身のものとを併記した段階の写本ということになる。この場合、家隆歌にのみ混乱が生じているのは、「家隆卿内談事」にもあるように、家隆の百首草稿を「青侍」に急いで「書寫」させてしまったゝめと理解されようか。

そこで、今一度本文異同に立ち返ってみると、当該所収歌に限ってみても富岡美術館本の異同はかなり特殊に独自のものが目立つことが分かるが、それらは当該切とも対立する本文でもある。当該切もまた、独自異文が目立つが、それらの多くは誤写や脱字によるものと判断される。両者の異同の様態は、当該切↓富岡美術館本（或いは他の三人本）↓未精撰本（第一類本）↓精撰本（第三類本）といったようなスムーズな流れにはなっておらず、二人本から三人本へというような成長（増補）過程は窺われない。また、当該切が『内裏名所百首』からの抄出本であるという観点に立つたとしても、現存伝本中に抄出の元となつた伝本の系統を特定することは困難のように思われる（有注本を含めた三人本との一致は認められるものゝ、対立する異同を有する箇所も多く、有意の一致とまでは言えそうにない）が、敢えて言えば、定家詠に關して『拾遺愚草』との異同が少ない第三類本系統に属する伝本とする方が理解し易い。

結論的には、この二人本はそれぞの百首を各々の家集から採歌し、その後、歌序の乱れた第二类本系統の『内裏名所百首』によって校合したものと考へられておくのが穩当であろう。では何故、先にも触れたように順徳院定家隆三人本が鎌倉後期には成立していたと考へられるにもかゝらず、定家・家隆兩名の百首のみを採歌したのであるか。後鳥羽院晩年の撰になる『定家隆両卿撰歌合』や『秋風抄』序文に兩人を「赤人人丸」に準えて並立させるといった評価の上昇が、歌聖としての定家に並ぶ家隆といった評価を定着させた結果であろうが、そのような傾向が顕著になる室町期以前にこのような試みがなされていたことが確認されるという点でも、これらの断簡の文学史的な意義は認められよう（浄弁真筆の草稿本である可能性の存するものであれば尚更である）。

〈図版①〉

青柳のかつらきやまのなかきひは

そらもみとりにあそふ糸いふ

しら雲はもとよりかゝるあをやきの

かつらきやまにゝほふ春風

大和
手向山

たつあらしいつれの神にたむけやま

花のにしきのかたもさためす

焔の野にたちかはをとるたむけ山

霞のころのはなの錦は

伊勢
伊勢海

〈図版②〉

ことのねもなけきくはゝるちきりとして

をたえのはしに中もたえにき

あふ事はぬるをたのみのゆめちまて

をたえのはしに月そふけゆく

紀伊
三熊野浦

時のまもよはの衣のはまゆふや

なけきそふへきみくまのゝ浦

みくまのゝうらのはま松マツしる妙の
そでのわかれもいのりかさねよ

2、伝足利義尚（飛鳥井雅親）筆四半切（享徳三年八月四日細川持之十三回忌品経和歌）

未装の断簡（図版③）で、極札（龍紋唐紙〔雲母押し・表全体に雲母引き〕）には、

〔表〕室町殿義尚公ありし世の〔拜（墨印）〕

〔裏〕〔茂入道順（朱印）〕

とあり、初代朝倉茂入の極めと知られ、切裏左上隅に「義尚」と墨書する（図版③裏面〔部分〕）。表極印左下に「△」或いは「A」と見える鉛筆書入があり、付属の小紙片（洋紙・界野点線、五・八×一・五cm〔上〇・九、右〇・八に点線〕）には、久曾神昇氏の手になるペン書きで「あかし世の秋のかけまでそふものを／雲なへたてそよひの間の月」と初め二行が翻字されており（極札の書入も氏の所為であろう）、本切は志香須賀文庫の旧蔵と推定される。料紙は斐楮交漉紙、二四・五×一五・九cm（字高二・五cm）で、左二・三cm（八・九行目のあいだ）に一見折痕かと見える極細の紙継ぎが見られるので、卷子装であった可能性も考慮されるが、紙面に巻皺などは認められないので、元は四半形の冊子本であったと推定される。⁽¹²⁾和歌二行書一面九行。今のところ、ツレは見出せていない。

本切の書写年代及び筆跡については、書写内容とも密接に係わるので、先に本切の書写内容から述べることとする。本切の書写内容は、『釋教歌詠全集』第四卷⁽¹³⁾（以下、「釈教歌詠全集」と略記）に収められる「細川持之十三回忌品経和歌」の内、「秋日聴講法華経勧持品和歌／兵部小輔成之」の「懐旧」題詠歌本文から「詠安楽行品和歌／沙弥道賢」

と記されており、病の小康の間を縫つての出家であつたことが知られる。この日に定めての出家であつたかは分かりにくい、やはり將軍義教暗殺の引責としてこの日が選ばれたものと考えるのが自然であろう。なお、死去当日の記録としては、『康富記』嘉吉二年八月四日条に、

先管領細河右京大夫入道常喜、今日逝去、四十三歳也、自夏比風瘧之病惱云々、子息十三歳也云々、

と見え、『師郷記』同日条にも、

今日辰剋、細川右京大夫入道卒、四十三、自去三月末比所勞也、(細川勝元)子息童形有之、十三云々、遺跡相續也、成人之間、舍弟右馬助可相計之由申置云々、

と、より詳細に記されている。「風瘧」は「わらは病み」で、夏季に罹患するマラリアに似た風土病だが、前年よりの心労からくる「所勞」を因とする心身の衰えが病を引き寄せたものである。細川京兆家の家督は嫡男勝元が継いだものゝ、十三歳と年少のため、成人までの間、持之の遺言により叔父持賢の後見を受けることゝなるが、勝元は同年十一月七日、足利義勝の「御元服」(九歳)に合わせて元服している(師郷記)。

細川持之の十三回忌については、記録類にはその記述を見出せないが、飛鳥井雅親の家集『続垂槐集』⁽⁵²⁾に、

同(享徳)三年八月四日、持之朝臣十三廻忌勝元朝臣勸進に、おなし心(懐旧)を

とをさかる月日のかへるけふしもそみし面影は更になしき(四六四)

享徳三年八月四日、持之朝臣十三廻忌勝元朝臣勸進に

化城喻品 従冥入於真

ふもとさへくれてたとりしみ山ちの木の下やみに猶まよひぬる(四九六)

の二首が認められ、『草根集』⁽⁵³⁾六にも、

同（嘉吉）三年八月四日、細川右京大夫勝元、弘源院常喜

十三回忌追善のためとて、品経すゝめられし中に

陀羅尼品 令得安穩 離諸衰患

ちらさりき野分も雨もよきて行花の千草の露の山陰（五三八七）

懐旧

ありふるもうつゝすくなき老か世に昔かたりの夢そ忘れぬ（五三八八）

の二首が載せられている（「陀羅尼品」の経文は、釈教歌詠全集には「令得安穩離衰患」とあるが、『法華経』⁵⁴本文に照らせば、『草根集』が正しい）。

釈教歌詠全集に依ると、出詠者は、①序品／権僧正増運（准三后・実相院門跡、近衛房嗣男）・②方便品／大僧都義観（將軍足利義教男、義政弟）・③譬喩品／太宰権帥藤原実雅（正親町三条公雅男）・④信解品／従二位藤原資任（烏丸豊光男、義政寵臣）・⑤菓草喩品／権大納言公綱（正親町三条実雅男）・⑥授記品／桑門浄空（飛鳥井雅永、雅縁二男）・⑦化城喩本／正三位藤原雅親（飛鳥井雅世一男）・⑧五百弟子品／権中納言藤原勝光（日野重政男）・⑨授学無学人記品／右兵衛督藤原為富（冷泉為之男）・⑩法師品／左中将藤原教国（滋野井実益男、後花園天皇側近）・⑪宝塔品／左中将藤原雅康（飛鳥井雅世二男、雅親猶子・二葉軒末世）・⑫提婆品／左兵衛佐義敏（斯波持植男〔義父斯波義建〕）・⑬勸持品／兵部少輔成之（細川教祐男・同持常養子）・⑭安樂行品／沙弥道賢（細川持賢、満元三男）・⑮湧出品／沙弥常忻（細川持春・下野入道、満国男）・⑯寿量品／兵庫頭教氏（大館持房二男、義政御供衆）・⑰分別功德品／民部少輔教春（細川持春男）・⑱随喜功德品／伊勢守貞親（伊勢〔平〕貞国男、幕府政所執事）・⑲法師功德品／沙弥智安（安富氏、筑後入道・安田入道、細川氏被官↓堯孝法印日記⁵⁶〔知安〕）・⑳不軽品／沙弥元泉（不明）・㉑神力品

／沙弥常繼⁵⁷（矢野備前入道、京兆家内衆↓康富記・堯孝日記）・⁵⁸（大館氏、与州入道↓堯孝日記）・
②葉王品／左衛門尉三善元秀（飯尾氏↓堯孝日記）・④妙音品／左衛門尉紀元盛⁵⁹（安富氏カ、安田勘解由↓堯孝日記）・
⑤普門品／法印堯孝・⑥陀羅尼品／釈正徹・⑦嚴王品／左京大夫勝元・⑧勸発品／御製（後花園天皇）の二十八名で、
通行の品経和歌と同じく各自担当の法華経各品の经文題と「懐旧」の二首を詠んでいる。参加者に細川家及びその被
官層が多いのは当然であるが、それらの殆どは堯孝周縁にその名を見出すことができる。また、結尾には後花園天皇
の御製を置くが、それに対応する序品の詠者には実相院門跡増運が充てられている。増運の准三后宣旨をめぐっては、
『康富記』嘉吉二年六月十七日条に「今日准后事、別無御修法之勸賞、只自武家、管領細川／京兆被執奏申之故也、但攝
籙聊有御抑留之御氣色歟、雖然強被申執奏云々」とあるように、管領細川持之が朝廷側の反対を押し切って実現させ
たものであり、その縁を以て序品の詠者を依頼されたものと推測されるが、本来は將軍足利義政が充当されるべきで
あった。それが実現しなかったのは、この時期、畠山家の家督相続問題をめぐって、義政が山名持豊（嘉吉二年に出
家して宗峯、後に宗全）と結んだ細川勝元と対立していたことが原因と考えられる。

畠山家の家督をめぐる問題は複雑であり、元はといえば持国が足利義教の勘気を蒙り、これを憂慮した家臣団によ
り異母弟持永が家督に立てられたことに遠因する。ところが、「嘉吉の変」により義教が暗殺され、その首謀者である
赤松満祐追討のため、持国は赦免されることとなる（但し、家督には復帰せず）。この後、持永が持国に刺客を放つな
どの事件があり、七月四日には持永は家臣に拉致されて京都から落ち延び、持国が家督に復帰する⁶⁰。こうして一旦は
落ち着いたものゝ、持国が養子としていた同母弟持富から実子の義夏（後の義就）へと家督継承者を変更し、宝徳
二・1450年六月二十六日には相続を義政に認めさせ、再び争乱の種を蒔いている⁶¹。享徳三年四月三日、持富の遺児であ
る弥三郎を擁した神保越中守の陰謀が露見して、越中守宿所を襲った持国方により神保父子や家人が討死し、弥三郎

も「(政長) 畠山弥三郎(畠山持節) 故尾張守今夜没落云々」(師郷記⁶²)と記されるように京都から遁走するという事件が発生、逃げ延びた弥三郎が細川勝元に庇護を求めたことにより、事態は複雑化する。畠山家中の弥三郎派家臣達は主家を辞して山名宗全の庇護下に入り、同八月二十一日夜に至り、遂に畠山持国邸を襲撃、持国は畠山義忠邸に、義就は遊佐国助宅に逃げ込んだものの、翌二十二日には義就が遊佐宅に火をかけて京都を没落する。同二十八日には、「今朝畠山左衛門督入道、自修理大夫入道宿所移住建仁寺西来院、是隱居之分云々、相從者卅余人云々、此内老者兩三人落髮之、路次送者數百人云々」(師郷記)というありさままで、持国は建仁寺西来院に入って隱居し、事件は弥三郎方の勝利という形で落着する。義政は持国・義就側に立ち、持国の申請により弥三郎の「治罰」を命じること知られるが、弥三郎方が持国邸を襲った折には、「室町殿警固武士多以參籠」(師郷記)とあるように自邸室町第を固めるのみで、騒ぎを傍観している。持之十三回忌の催しの前日と前々日、『師郷記』には、

二日、辛巳、(中原師尊) 掃部頭參西郭、(徳人寺邸) 今夕大炊御門京極有火事、及冷泉之、(畠山持國) 前管領被官者兩人没落、仍放火云々、去四月餘也、

三日、壬午、今夜洛中物念、仍禁裏・(足利義満) 室町殿警固輩參之、(前管領) 前管領与管領・(持應) 山名之間、荒説出來之故云々、前管領去四月没落、(以後) 被官人等、管領・山名近邊隱居之由、有其聞、仍互用心、依之雜説無窮云々、

といった記事が見られ、洛中では勝元・宗全庇護下の畠山家元被官と持国が一触即発の状況で睨み合っていたことが窺われる。弥三郎の治罰を命じた手前、義政は持之追善の和歌を詠じる状況にはなかったし、勝元も敢えて要請することはしなかったものと想像される。その代わりとして、准三后推挙で持之と近い関係にあった増運が序品の詠者に選ばれたのであろう(その依頼は、両者の対立が表面化する四月以降のことと考えられる)。

本切の詠作の内、安樂行品の経文「在閑處修攝其心」は、『法華経』⁶⁴本文では、

況復餘事。不樂畜年小弟子、沙彌小兒。亦不樂與同師。常好坐禪、在於閑處、修攝其心。

と続く経文の一部であるが、この部分は、漢訳では「常に座禪を好み、閑かなる処に在りて、その心を撰むることを修へ」と座禪と閑居を勧める意となり、詠まれた和歌もその内容に沿ったものとなっている。但し、サンスクリット原文からの邦訳を参考にすると、「亦不樂」はこの部分にも掛かり、「亦、与に師を同じくし、常に座禪を好み、閑かなる処に在りて、その心を撰むることを修ふを樂はざれ」の意となる。経文の行文自体も、そのように読まないといふまでを纏めて受ける「是名初親近處（これを初めの親近処と名づくるなり）」とは連接しない。求法者の行動（行処）と交際範囲（親近処）について説く安樂行品の第一段は、既に指摘されているように多分に「小乗的」とされる内容を持つており、第二段以降に説かれるところは整合しない。閑居の修身（心）など、いうことも、様々な世俗との交際と同じく否定されてあるものとして提示されるが、漢訳のように読めば、これ以前に強く否定された世俗とは隔絶して閑居することを勧める行文として第一段の末尾に置かれたものと理解し誤解してしまうことは、日本的な仏教観からも容易に推測できてしまう。漢訳というものをあいだに差し挟まなければならない日本における經典理解の限界が仄見える一例であろう。

次に、本切の書写年代とその筆者について考えてみたい。伝称筆者である足利義尚の署名入り短冊など、比較すると同筆とは認められないが、本切が室町中期の書写にかゝることは一見して明らかである。書風は飛鳥井流、中でも栄雅流と呼ばれるそれであり、その筆致は飛鳥井雅親自筆の懐紙や署名入り短冊など、比較して、明瞭に同筆と判断されるものである。試みに、手元にある飛鳥井雅世・雅親両筆の大四半切を掲げておく（参考図版）。当該切は、『宝徳三丁丑年八月十一日百番歌合』を書写内容とするもので、その四十五番左右・判詞を具備している。料紙は楮紙、二五・五×一八・七cm。卷皺等は見られないので、元は大型の四半形冊子本であったと推測される。十題・二十名参

加の大規模な歌合で、判者は飛鳥井雅世（祐雅）。諸資料と比較すると、歌合本文は飛鳥井雅親、判詞は同雅世の真筆と判断してよく、即ち能書であった雅親が本文を書写し、判者雅世が判詞を記したものであり、このような書式からも当該切は同歌合の原本の断簡と判断されるものである。⁶⁷ 本切もまた、後述するような理由で雅親の浄書本の断簡と判断されるので、その書写態度・状況はほゞ等しく、比較してわかるように当該歌合切本文と本切は同筆であり、本切が雅親の真筆であることの傍証となろう。本切に見られる穏やかで伸びやかな筆運びは、栄雅流の追隨者とは似て異なる品格を持つものであり、一流の祖としての面目が窺われる。なお、名葉集類の「足利義尚」「飛鳥井雅親（栄雅）」条には、本切に該当する記述は見出せない。

本切と関連して、興味深い資料が報告されている。⁶⁸ 国立公文書館蔵『室町殿月次和歌』（二〇一―一三六）及び同一の内容を有する肥前島原松平文庫蔵『室町殿月次／長禄二』（一四〇・一三）・彰考館蔵『月次御會和哥』（一四〇―一三）・同蔵『一会和歌纂』の四本の紹介がそれで、内容は長禄二（一五〇）年に行われた幕府月次歌会五点と「康正元年十二月廿九日野政光十三回忌品経和歌（抄）」の計六点からなる。これらには次のような本奥書が付されている（国立公文書館本は翻刻があるので、こゝでは松平文庫本⁶⁹を掲げておく）。

本云 康正元年十二月廿九日弁入道政光十

三廻忌新大納言勝光卿 勸進之

但十一月廿九日

取集之」三三三ウ

右此一帖者於打聞間隙令書

寫之被本二帖長禄年中御

月次実相院准后増運自筆

品経和歌者入道大納言雅親卿

自筆也

文明十五年五月十日 尚氏^{以名判形トス} 三四才

因みに、彰考館蔵『月次御會和哥』では、この両奥書のあいだに、

和三品経之哥寫本欠落 私曰 ※ 三三才、「〇」ヲ上書ス

という注記が認められる由である。⁽²⁰⁾

文明十五 1483年五月十五日の日付を持つ大館尚氏の奥書は、これらの歌会資料の書写が、同年二月一日に開始された將軍足利義尚が企図した未完の打聞『撰藻鈔』に関連するものであることを示している（本切の伝称筆者を義尚とする⁽²¹⁾）ことにも、何らかの関わりがあるのかも知れない。既に指摘されるように、この写本一帖は元は二帖であったものを纏めたものであり、その親本は月次和歌会の一帖が実相院准后増運自筆、品経和歌一帖が飛鳥井雅親（文明五 1473年）に出家して栄雅の自筆であったことが知られる。但し、品経和歌については「日野政光十三回忌品経和歌」の内、「詠厳王品和哥」と「懐旧」題を詠んだ日野勝光詠二首と「詠勸発品和哥」と「懐旧」題を詠んだ民部少輔永秀（式部卿伏見宮貞常親王隠名）の二首しか載録されず、末尾のみが残存した形である。前記の彰考館本の注記を勘考すれば、尚氏が書写した当時、雅親自筆本は他の品経和歌を含む「一帖」として現存し、書写されたものが後になんらかの事情で末尾のみを残して「欠落」したものと考えられる（筆書者である雅親は当時存命（延徳二 1491年十二月二十二日没、七十四歳）であり、このような中途半端を通り越した「抄出」本が自筆の「一帖」と呼称されることはあり得まい）。

品経和歌そのものは、「日野政光十三回忌品経和歌」本奥書にあるように、原本たる懐紙は一ヶ月前には取り集められ、各詠者の墨痕そのまゝに卷子装に改めて表紙や巻軸を荘厳し、供養の当日に仏前に供えて披講されたものであり、こゝにいう雅親自筆本は供養に用いられた原本を元にした浄書本として作成されたもの、謂いである。月次歌会も原本は各詠者自筆の懐紙か短冊であり、それらを纏めて浄書したものが増運自筆本にあたるのであろう（懐紙・短冊↓自筆本を直接的なものとする必要はなく、残された写本の書写内容からは、その間に歌序を整えるなどして纏められた歌稿が存したとの方がわかりやすい）。本切は雅親真筆本の断簡であり、且つその内容は品経和歌である。残された康正元1453年次のものとは举行年次（享徳二1454年）も極めて近く、同じく一帖に纏め置かれていた方が自然であろう。能書で知られた雅親は兩催しともに詠者として参加しており、浄書本の筆者としてまことに相応しい存在である。以上を勘案すると、本切は、尚氏が書写の際に用いた「入道大納言雅親卿自筆」本そのものゝ断簡と考えて差し支えないものと思われる（勿論、複数の雅親自筆本が存在する可能性もなくはないが、同歌会の浄書本としての位置付けは変わらないものと考ええる）。「康正元年十二月廿九日日野政光十三回忌品経和歌」を自筆本の末尾に位置するものとすれば、本切の書写年次もそれに近い時期のものとなろう。室町中期の書写で古筆切としては時代の下がるものであるが、書写伝本自体が皆無の歌会資料を書写内容とするだけでなく、その筆者や書写年代を特定できる浄書本の断簡として貴重な史料＝資料となる一葉であろう。

〈図版③〉

ありし世の秋のかけましてそふものを

雲なへたてそよひのまの月

詠安樂行品和哥

沙弥道賢

在於閑處修攝其心

しつかなるみやまのおく^こにありふれは
をしへぬ法のこゝろをそつく

と

のこる身に秋をゝくりてなけくかな

〈参考図版〉

四十五番

左 右大臣

なか月の月は秋なき霜にたに
露をのこして虫のなくらん

右 権中納言持為

秋はいぬねをなく虫のふるさと
あらしなはてそ野風山かせ

左哥いひおほせてもきこえすや右の五文字^初
不庶^と幾様に侍り持と申へくや

〔注〕

- (1) 書誌の記述方針については、拙稿「冰青居藏品図録・古筆切編——私撰集(一)——」(女子大國文第百六十九号、令和三年九月)及び「冰青居藏品図録・古筆切編——歌合(一)——」(女子大國文第百七十号、令和四年三月)参照。
- (2) 九疊篆にて「拜」字を陽刻。同極印については、中村健太郎「朝倉茂人の極印」(若木書法五、平成十八年三月)参照。
- (3) 歌番号・和歌本文の引用等は、特に断らない限り、『新編国歌大観』に依る。
- (4) 小林強・高城弘一『古筆切研究 第一集』(思文閣出版、平成十二年四月) 三三、「伝浄弁筆建保名所百首二人本四半切」(小林強解説)及び村上翠亭・高城弘一監修『古筆鑑定必携 古筆切と極札』(淡交社、平成十六年三月) 4「伝浄弁筆四半切」(建保名所百首(二人本))」(小林強解説)。以下、①に関する小林氏の所説は両書に依り、前者を「初論」、後者を「再論」と呼称しておく。
- (5) 田中登編『平成新修古筆名葉集』第五集・五七「浄弁 四半切(建保名所百首)」(思文閣出版、平成二十二年九月)の影印に依る。以下、同切に関する田中氏の所説は同書「解説」に依る。
- (6) 文化庁「文化遺産オンライン」の「文化遺産データベース」に公開される画像に依る。
- (7) 稲田利徳『和歌四天王の研究』(笠間叢書³²⁹、笠間書院、平成十一年二月)第六章「和歌四天王の自筆懐紙・短冊・書状集成」第一節「浄弁の自筆懐紙・短冊集成」参照。以下、稲田氏の浄弁筆跡に関する論述はすべて同書に依る。
- (8) 字体を再現できないので、書体を変えて表記しておいたが、稲田氏著書ではおそらく作字したものを使用しておられると思われる。その特徴は、図版①・二・四行目や図版②・四・六行目に見られるように、左側の反しの部分に極めて特徴的な筆の動きが存することである。筆を強く急に反すこと^{かえ}によってそこに一端結び止めるような筆の動きが生じてから次の線へと続くので、独特のひねりを加えたような印象が生まれることになり、非常に特徴的な書体となっている。
- (9) 浄辨本『後撰集』『拾遺集』(尊經閣叢刊丙子歳配本、育徳財團、昭和十一年八月、限定部数三百之内第一五一號)に依る。『後撰集』は奥書により、浄弁が嘉暦二年四月に書写し、これを元徳二年七月に運尋に伝授したものと知られる。

『拾遺集』も奥書により、淨弁が嘉暦二年五月に書写したものを、正慶二1333年一月に同じく運尋に傳授したものであることが知られ、『嘉暦二年五月三日申出師之御本於河東靈山藤本庵拭七十有餘老眼終／數十ヶ日書功』とあることにより、嘉暦二年当時、淨弁が七十歳を過ぎた老齢であったことが分かる。両本とも鎌倉最末期に書写された淨弁真筆本であり、正確な書写年次を特定できる筆跡資料として貴重である。

- (10) 財団法人前田育徳会図録『国宝 宝積経要品 高野山金剛三昧院奉納和歌短冊』(菊池紳一解題、勉誠社、平成二十三(2011)年三月)。
(11) 「め(女)」に関しては、「ふ(不)」ほど明瞭な特徴とは言えないが、「くノ」の入りの「く」(第一画)の部分が細く書かれ、他の線とはあまり交差せず、「ノ」(第二画)の反しからの「一」(第三画)の線上にわずかに接するところだとまっついていることが多い。比較的太く書かれる「ノ」の線質との対比が印象的であり、癖字とまでは言えないものゝ淨弁独自の個性を認めてもよい(少なくとも一度目についてしまうと、そこに目が止まる程度には個性的である)ように思われる。

- (12) 小松茂美『古筆学大成』第十六卷「新撰朗詠集 私撰集」(講談社、平成二(1990)年八月)。

- (13) 久曾昇昇編『私撰集断簡集成』(汲古書院、平成十一(1999)年十一月)。

- (14) 断簡⑤(図版②)に頭著に認められる一見なぞり書きかと思える部分は、筆を反したり止めたりした折、上部に溜まっていた墨が降りてきたために生じた一種の墨溜まりのようなものであり、その運筆の有り様からも筆者の老齢を感じさせる。また、こゝに見られる訂正書入の様態からも、当該切の元となった写本は草稿段階のものであったことが想定され、当該切はその転写本ではなく原本の断簡であると考えられる。

- (15) 京都大学文学部国語国文学研究室(代表佐竹昭広)編・京都大学国語国文学資料叢書三十九『内裏名所百首 曼殊院蔵』(赤瀬知子解説、臨川書店、昭和五十八(1983)年四月)所収の影印に依る。

- (16) 『内裏名所百首』伝本中、宮内庁書陵部蔵(五〇二・一四)・宮内庁書陵部蔵(二五一・四二二)本・国立公文書館内閣文庫蔵(二〇一・三二二)本・国立公文書館内閣文庫蔵(二〇一・三二二)本・東京大学文学部国文学研究室蔵(中世11・16-3)本・ノートルダム清心女子大学附属図書館蔵黒川文庫本(G二三八・一一)・島原図書館蔵松平文庫本(二二九・五二)・名古屋大学附属図書館

館蔵岡谷文庫本 (911/14/D/岡谷文庫-715、宝曆七1757年五月写)・京都市歴史資料館蔵無刊記本 (20箱・388)・東奥義塾高等学校蔵奥文庫蔵本・宮城県図書館伊達文庫蔵本 (伊911・2・8・25)・ノートルダム清心女子大学附属図書館蔵本 (D23)・東京大学文学部国文学研究室蔵『題林愚抄』(中世11・16-10)は、すべて国文学研究資料館「新日本古典籍総合データベース」に公開される画像に依る。

(17) 塙保己一編纂『群書類従』第十一輯・和歌部(續群書類従完成會、昭和四1929年八月初版、昭和三十四1959年十一月訂正三版)所収の翻刻本文に依る。

(18) 早稲田大学図書館「古典籍総合データベース」に公開される画像に依る(〇408196、書写年等不明)。上・中のみで下を欠く。
(19) 森本元子・田村柳壹編『内裏名所百首』(古典文庫第四九六冊、昭和六十三1988年二月)所収の翻刻及び古典文庫四九六別冊(文亀三年写本複製)『内裏名所百首(建保三年十月廿四日)』(古典文庫、昭和六十三1988年三月)所収の影印に依る。なお、『内裏名所百首』の伝本分類等については、上記『内裏名所百首』所載の田村柳壹「建保三年内裏名所百首考——解説に代えて——」及びそれをほゞ再録した田村柳壹『後鳥羽院とその周辺』(笠間叢書³¹⁷、笠間書院、平成十1998年十一月)Ⅴ「中世の百首歌」一「建保三年内裏名所百首考」成立・作者・歌題・伝本などの基礎的諸問題をめぐって」・二「内裏名所百首」三「人本の特有歌管見」に依った。

(20) 長谷寺豊山文庫蔵本・水府明徳会彰考館蔵本の二本は、『内裏名所百首』(前掲注(19))「校異」に依る。

(21) 兼築信行「富岡美術館蔵『音羽河』——建保三年内裏名所百首三人本——」(国文学研究第九十六集、昭和六十三1988年十月)所載の翻刻に依る。

(22) 架蔵本は、表紙は紹紀織東山緞子風に花付唐草紋に鳳凰を配した唐紙。外題「建保己□□□所和謔三百首」(左上白紙題簽に墨書、一八・〇×三・七cm(上部と左辺は剥がれて失われており、貼り跡を測定)、内題「名所百首 建保三十月廿四日」。内題「建保」左に「佐山文庫(朱印)」の長方印、内題下に「佐山重致(朱印)」の正方印、「佐伯斉義蔵書(朱印)」の長方印、「雲庵蔵書(朱印)」の角印(白文)を押す。佐山重致(生没年未詳、江戸後期の人)の旧蔵書。楮紙、二六・七×一九・八cmの四半形

袋綴装一冊で、全体に虫損が見られる。和歌一行書一面十五行。見返しは本文共紙で遊紙ナシ、墨付一五丁（裏見返しに識を記す）。一五丁ウラテに、

元禄四辛未歲仲冬九日写卒

と書写奥書があり、元禄四1691年十一月に書写されたものと知れる。裏見返しに、

日野亜相輝光卿之芳蹟也

八十老父

不染庵主

碩老筆誌〔光盡居璽（朱角印・白文）〕

と識語を記す。日野輝光は寛文十1670年二月二十一日〜享保二1717年正月五日落、四十八歳。従二位権中納言日野資茂男。元禄十六1703年任参議兼右中弁、宝永二1706年任権中納言、宝永八1711年叙従二位、正徳五1716年任権大納言、翌六年父と同じく賀茂伝奏となる。自筆詠草や署名入短冊が残るが、書写態度の違いから比較対象としては不適當と思われる。ほか筆写本もいくつか知られており、それらと比較して同筆と見做せなくもない。「不染庵主」は、江戸浅草吉祥院住職で江戸後期の俳人であった不染（慶応四1868年五月四日没）であろうか。順徳院「三津浜」題詠は、架蔵本でも「御津濱松撰津」題で「たれしかも思ひ出らん大伴のみつのはま松浪のうへとは」と、三人本に広く見られる三人本特有歌を採っている。

(23) 京大学文学部国語国文学研究室（代表佐竹昭広）編・京大学国語国文学資料叢書三十五『内裏名所百首注 疎竹文庫蔵』（赤瀬知子解説、臨川書店、昭和五十七1982年十一月）所収の影印に依る。

(24) 京大学「京大学貴重資料デジタルアーカイブ」に公開される画像に依る（4-23/メ/1、刊記「享保／皇都書林 河南四郎右衛門梓行」）。

(25) 館蔵史料編集会（代表虎尾俊哉）『国立歴史民俗博物館蔵貴重典籍叢書』文学篇第七卷「私家集」一（臨川書店、平成十三2001年三月）所収の影印に依る。同本の書誌等については同第八卷「私家集」二（臨川書店、平成十三2001年五月）に

中村文による綿密な「解題」があり、示唆に富む。同本については、『伏見殿家集目録』に「家隆卿―玉吟五帖」とある記述から、この歴博本との関連が指摘されている（小川剛生『中世和歌史の研究―撰歌と歌人社会―』（瑞書房、平成二十九〔2017〕年五月）第三部「私家集の蒐集と伝来」第九章「伏見院の私家集蒐集」四「現存私家集の伝本と伏見院本（1）―伏見殿家集目録による遡源」参照）。なお、伏見宮本の伝来に関しては、酒井茂幸『禁裏本歌書の蔵書史的研究』（思文閣出版、平成二十一年〔2009〕年十一月）第一章「兩統迭立期の禁裏文庫と伏見宮本の成立」に詳しい。

- (26) 国文学研究資料館「新日本古典籍総合データベース」に公開される画像に依る（503―256）。同本についても、これが禁裏文庫で「資経筆本」と見做されていたことやその筆跡や書式からも資経本と考えられ、「永仁年間の書写」と考えられることなどが指摘されている（小川剛生前掲書〔注（25）〕第三部第九章六「伏見宮本と資経本」参照）。すなわち、「伏見院と為世とは時を同じくして玉吟集を書写した」（資経に書写させた）わけであり、二条家側にも相応の家隆家集が存在したことになる。なお、同本より切り出された古筆切の存在が確認されており、稿者の手元にも藤原為氏筆四半切一葉（六代古筆了音極〔宝永二〔1705〕年五月〕、斐紙、二二・九×一四・八cm、壬三集一四五三下句〜一四五七）が存する（本稿統編に収載予定）。

- (27) 久保田淳編著『藤原家隆集とその研究』（三弥井書店、昭和四十三〔1968〕年七月）、久保田淳『玉吟集』（和歌文学大系62、明治書院、平成三十〔2018〕年一月）。以下、伝本分類等については両書に依った。

- (28) 国文学研究資料館「新日本古典籍総合データベース」に公開される画像に依る（11・12―7）。

- (29) 「新編国歌大観―編集委員会編『新編国歌大観』第三卷私家集編Ⅰ・歌集（角川書店、昭和六十年五月）132「壬三集（家隆）」（有吉保・斎藤彰解題）。校訂本文であり、厳密な校異に用いるには不適切であるが、参考として掲げた。

- (30) 冷泉家時雨亭叢書第八卷『拾遺愚草 上中』（久保田淳解題、朝日新聞社、平成五〔1993〕年十月）所収の影印に依る。

- (31) 和歌史研究会編『私家集大成』第4巻「中世Ⅱ」3「定家（拾遺愚草）」（明治書院、昭和五十〔1975〕年十一月初版、引用は三版〔昭和五十八〔1983〕年十一月〕所収本文（赤羽淑解題）に依る。

- (32) 『新編国歌大観』第三卷132「壬三集（家隆）」（前掲注〔29〕）「解題」及び『藤原家隆集とその研究』（前掲注〔27〕）研究篇「家

隆家集の諸本とその伝来について」所載の翻刻に依る。

- (33) 武井和人『中世古典学の書誌的研究』(勉誠社出版、平成十一 1999 年一月) 第一章「一条家古典学」第二節「一条家関係者の記した奥書・識語・注記を持つ古典籍について」参照。なお、陽明文庫蔵『袋草紙』奥書に「嘉吉第二載南呂十五日、以寛空僧都本、謄之畢。／歌林檎散藤原朝臣易直」(久曾神昇・日比野浩信編著『陽明文庫本袋草紙と研究』〔未刊国文資料第四期第十七冊、未刊国文資料刊行会、平成十五 2003 年四月〕所収の翻刻に依る) と見える「歌林檎散藤原朝臣易直」も同様に兼良の雅号であろうが、もはや「変名」と言った方がよさそうである。

- (34) 小川剛生前掲書(注25) 前掲箇所注(25) 参照。

- (35) 久保田淳前掲書(注32) 所載の翻刻に依る。

- (36) 家隆家集に関しては、冷泉家時雨亭文庫蔵『私所持和歌草子目録』(冷泉家時雨亭叢書第四十卷『中世歌学集 書目集』〔朝日新聞社、平成七 1995 年四月〕所収の影印「赤瀬信吾解題」に依る)、「一家集」条には「諸家集百餘家有之」とあるのみで、その一々を記さない。他の書目集(前掲書所収の影印に依る)にもその存在は明らかではなく、信頼に足る古写本が冷泉家に現蔵されていない(少なくとも冷泉家時雨亭叢書には収録されていない)ことから推して、おそらくは所持されていなかったものと思われる(冷泉家の周縁に有力な筆書者をもつ増補本「広本」系伝本の存在が確認されるにもかかわらず、信用に足る証本とはなり得なかったのではあるか)。当該の筆者を浄弁と仮定すると、一条家側についても、利用できた家集は前掲(注26)の資経本かそれを転写した古本系の伝本であった可能性が高い。尤も、古本系自体がその成立当初から本文に問題を有していたことは、国立歴史民俗博物館蔵本の奥書からも明らかであり、それを源流とした家隆家集はその伝来がどのようなものであっても良質な本文を持ち得なかったことも事実であろう。

- (37) 五島美術館展覧会図録No.107『特別展「定家様」』(昭和六十二 1987 年二月二十一日〜三月二十九日開催図版) 50—112。

- (38) 吉田幸一「幻の定家本——建保三年内裏名所三百首——」(文学論漢第五十号、東洋大学文学部紀要第29集・国文学篇、昭和五十 1975 年十二月)。雑誌表紙裏に「定家自筆「建保三年内裏名所三百首」(吉田論文参照)」として、上記目録の写真を転載。

(39) 富岡美術館蔵本を底本（番号は前掲注〔19〕の翻刻に付されたもの）として異同を記しておく（前掲注〔34〕）所載の翻刻及び図版参照、

129 きよみかた―浄見みかた

130 みとりなる―みとりなき

134 秋をく―秋をやく

135 をふらむ―おほらむ

135 これし―こかれし

138 とひくる―とひける

となる。141 翻刻「月ハ」は図版では「月に」なので除く。

(40) 久松潜一編校『歌論集一』（中世の文学、三弥井書店、昭和四十六〔1971〕年二月）「衣笠内府歌難詞」（久保田淳校注）所収の翻刻に依る。

(41) 例えば、伝宗祇筆四半切（定家家隆両卿撰歌合付注本）に見られる同撰歌合への加注なども、室町期における双肩する両者への関心のあり様の反映であろうかと思われる。架蔵切として四十八番左注文途中より右注文を書写内容とする一葉（十三代了信極〔昭和二十七年五月〕、軸装〔大和装・一文字風帯・台紙貼〕、楮紙、一九・一×一四・二cm、和歌一行書一面八行）がある（詳細については、本稿続編に収載予定）。

(42) 後述するように、おそらく本切がそこから切り取られたと考えられる写本（散佚）が「一帖」と表現されていることは、その左証となろう。

(43) 高橋順次郎・常盤太定・福井久蔵・佐佐木信綱編（東方出版、昭和九〔1934〕年八月初版、昭和五十三〔1978〕年九月復刻第一版）。

(44) 釈教歌詠全集第四卷「凡例」には「品経和歌の如きも各地の圖書館に就きて謄寫蒐集に力を盡した」とあるが、具体的な底本は提示されない。『國書總目録』『古典籍総合目録』などにも該当する写本類は掲載されず（活字本として本書を掲げる）、井上

宗雄『中世歌壇史の研究室町前期』（風間書房、昭和五十九（一九八四）年六月改訂版）も积教歌詠全集を掲げるのみである。本書編纂当時までは何処かの図書館などに写本として存していたものが、その後戦災等により佚亡したものであろうか。

(45) 増補統史料大成刊行会編『大乘院寺社雑事記』十二（増補統史料大成37、臨川書店、平成十三（二〇〇一）年七月（普及版））所収の翻刻に依る。

(46) 『師郷記』嘉吉元年九月十日条（藤井貞文・小林花子校訂『師郷記』第三「史料纂集77、統群書類従完成会、昭和六十一（一九八六）年七月」）所収の翻刻（以下、師郷記第三所収本文はすべて同書）に依る）には「後聞、今日播州赤松城木山／城被攻破、赤松入道自害、於彼首者山名兵部少輔^{（持豊）}伯耆／守護手者取之、彦次郎^{（赤松則隆）}・左馬助等自害歟、但人不知之云々、伊予守滿雅降參云々、彼被官人等降參濟々、云々」との伝聞が後付で記されており、混乱・遅延した赤松討伐が漸く終結したことが知られる。

(47) 増補「史料大成」刊行会『康富記』一（臨川書店、昭和四十四（一九六九）年六月）所収の翻刻（以下、康富記一所収本文はすべて同書）に依る。

(48) 竹内理三編『増補 續史料大成』第十卷「建治三年記・永仁三年記・齋藤基恒日記・齋藤親基日記・親元日記一」（臨川書店、昭和五十三（一九七八）年十二月）所収の翻刻に依る。

(49) この時の政務停止については、『建内記』嘉吉二年四月廿九日条（東京大學史料編纂所編纂・大日本古記録『建内記』五）〔岩波書店、昭和四十七（一九七二）年三月〕所収の翻刻（以下、建内記五所収本文はすべて同書）に「去月捧寺訴五師等爲使節參洛、属武家奉行飯尾加賀入道眞妙申管領之処、管領上表之時分也、大少公事不可及披露之由、有命之由、奉行返答、空歸寺了」とあり、二月の上表に係わる政務停止の折の事柄と考えられる。

(50) 『建内記』嘉吉二年四月八日条「補書」には「八日返答云、可申付之処、止其沙汰云々、管領上表治定哉、諸人愁吟察存者也」と見え、同廿九日条には「興福寺と官五師五人皆參、各裳／付衣・五帖袈裟、參洛、今朝捧^{（學侶・衆徒）}事書、可列參管領、細川右京大／夫持之朝臣、直可來此亭、可得其意之由」云々といった記事が見出せる。

(51) 『康富記』嘉吉二年六月廿九日条には「是日畠山左衛門督入道被申出仕者也、管領職事、細川京兆辭退之後被仰此禪門、且被領

掌申、於沙汰者、八月可被始行之、今日者先違例本復以後初而出仕也云々」とあり、病の回復を待つて引継を行う予定であったことが見て取れる。持国の出仕始については、同八月廿二日条に詳しい。

- (52) 和歌史研究会編『私家集大成』第6巻「中世Ⅳ」16「雅親Ⅳ(統重槐集)」(明治書院、昭和五十一年五月初版、同五十九1984年一月3版に依る) 所収本文(底本宮内庁書陵部蔵「五〇〇・二七二」神作光「本文作成、佐藤恒雄解題」)に依る。
- (53) 和歌史研究会編『私家集大成』第5巻「中世Ⅲ」50「正徹Ⅳ(草根集)」(明治書院、昭和四十九1974年十一月初版、同五十八1983年十一月3版に依る) 所収本文(底本宮内庁書陵部蔵御所本「五〇〇・二八」荒木尚・井上宗雄・片山享・国枝利久・島津忠夫・福田秀「本文作成、田中新一解題」)に依る。
- (54) 坂本幸男・岩本裕訳注『法華経(下)』(岩波文庫・青三〇四一三、岩波書店、昭和四十二年十二月第一刷、平成六1994年六月改版第36刷) 所収本文に依る。
- (55) 香川県歴史博物館蔵『寛正四年三月廿七日賦何船連歌』(細川勝元張行)に参加が認められ、六句を詠んでいる(鶴崎裕雄「寛正四年三月廿七日賦何船連歌と管領細川勝元」(中世文学50号、平成十七2005年六月)参照。智安に關しては、小川信『山名宗全と細川勝元』(吉川弘文館、平成二十五2013年十一月)「分国の情勢」・「名主百姓の安富排斥運動」、同『足利一門守護発展史の研究』(吉川弘文館、昭和五十五1980年二月)第一編「足利一門守護細川氏の成立・発展」第二節「世襲分国の確立」一「京兆家の世襲分国」に詳しい。安富氏については、横尾国和「細川氏内衆安富氏の動向と性格」(国史学第118号、昭和五十七1982年十一月)、古野貢「中世後期細川氏の権力構造」(吉川弘文館、平成二十2008年十二月)第三章「前期幕府―守護体制」と細川氏権力」三「細川内衆の特質と展開」参照。
- (56) 和歌史研究会編『私家集大成』第5巻「中世Ⅲ」41「堯孝Ⅱ(堯孝法印日記)」(前掲注(53)) 所収本文(底本群書類従本、稲田利徳解題)に依る(以下、「堯孝日記」と略記し、煩を避けて一々の歌番号等は省略する)。
- (57) 『教王護国寺文書』長祿元年十二月十九日付奉書の差出人(勝元奉行人)として見える(古野貢「室町幕府―守護体制下の分国支配構造―細川京兆家分国丹波国を事例に」(『市大日本史12号、平成二十一2009年五月』)に依る)。

- (58) 「寛正四1463年三月廿七日賦何船連歌」(前掲注〔55〕)に参加が認められ、五句を詠んでいる。ほかにも「寛正四年六月二十三日唐何百韻」(発句道賢、八句)・「寛正五年十二月九日何路百韻」(発句勝元、十一句)・「寛正六年十二月十四日何舟百韻」(発句勝元、四句)・文正元1466年三月以前「熊野法楽千句」(安富民部丞盛長興行、六句)・文正元年夏以前「初何百韻」(発句勝元、六句)に参加が認められるが、すべてに勝元も同座しており、それにともなった参加であろう(斎藤義光「連歌師專順年譜」〔大妻国文17号、昭和六十一1986年三月〕、伊藤伸江『撫子の「百韻」の考察(一)』〔愛知県立大学文字文化財研究所年報6号、平成二十五2013年三月〕参照)。
- (59) 『蔭涼軒日録』明応二年四月八日条(竹内理三編『増補史料大成』第二十五卷「蔭涼軒日録五」〔臨川書店、昭和五十三1978年九月初版、平成十三2001年六月第六刷〕所収の翻刻に依る)には、安富元家の子息に亀泉が「宗紀」という法名を与えた際の記事に、「予先書安名。々々宗紀也。安富者紀氏也、故爲名三歳也云々」とあり、安富氏の本姓が紀氏であったことが知られ、この左衛門尉紀元盛も同じく安富氏であった可能性が考えられる(馬部隆弘『戦国期細川権力の研究』〔吉川弘文館、平成三十2018年十月〕第一部「細川権力の基本構造と高国期の変容」第二章「細川高国の近習とその構成——「十念寺仏講衆」の紹介と分析——」一「家職に基づく拔擢」参照)。
- (60) 『建内記』嘉吉元年七月一日条(東京大学史料編纂所編纂・大日本古記録『建内記 三』〔岩波書店、昭和四十三1968年五月〕所収の翻刻〔以下、建内記三所収本文はすべて同書〕に依る)には、「畠山一流事」として事件に至る経緯や「軍勢上落」の憶説などを記した後、「書籍少と預置清大記文庫」と時房が舟橋(清原)業忠の文庫に書籍を避難させたことなども記されており、相当に切迫した情勢であったことが知られる。以後、二日から事件当日までの記述も、「風聞」などを交えながら京中の「物念」な雰囲気を克明に伝えている。
- (61) 『康富記』宝徳二年六月廿六日条(増補「史料大成」刊行会『康富記』三〔臨川書店、昭和四十一1966年七月〕所収の翻刻〔以下、康富記三所収本文はすべて同書〕に依る)には、「是日管領畠山左衛門督入道、惣跡令讓與子息次郎、義夏、被申賜安堵御判云々、就之有出仕、父子被持參申御引物、萬足、御太刀、御/具足以下也云々」とあり、持国が義夏をともなつて出仕し、義政に家

督相続の安堵状を請うて貰い受けたことが知られる。

- (62) 藤井貞文・小林花子校訂『師郷記』第五（史料纂集84、続群書類従完成会、昭和六十三（1988）年四月）所収の翻刻（以下、師郷記第五所収本文はすべて同書）に依る。

- (63) 『師郷記』享徳三年八月廿八日条（持国隱居当日）には「申剋許、畠山弥三郎参室町殿、騎馬共兩人云々、是去四月比、依左衛門督^{入道}申請、治罰事被仰云々、而今依御免参之云々、四月以來管領家人伊會加井ト号スル者ノ宿所ニ隱居、今自彼所出仕云々」といった記事が見え、四月の騒動の折に持国の申請により弥三郎への追討命令が出されていたことが知られる。この「治罰」の取り消しのために、四月以来匿われていた管領勝元家人の宿所から「出仕」し、騎馬をともなって室町殿に参上した弥三郎を迎える、義政の渋面が目につかぶようである。

- (64) 坂本幸男・岩本裕訳注『法華経（中）』（岩波文庫・青三〇四―一、岩波書店、昭和三十九（1964）年三月第1刷、平成七（1995）年1月改版第40刷に依る）所収本文に依る。

- (65) 荻谷定彦「法華経安楽行品の「四法」について」（印度學佛教學研究20巻2号、昭和四十七（1972）年三月）参照。

- (66) 当該の詳細については、本稿続編に収載予定。

- (67) 鶴田大・日比野浩信『歌びと達の競演 諸家集・歌合断簡集成』（青簡社、平成二六（2014）年九月）一〇七「宝徳三年百番歌合 伝飛鳥井雅世・雅親筆 大四半切」（日比野浩信解説）参照。

- (68) 石澤一志・武井和人・日高愛子・山本啓介「室町期歌合資料集成稿―釈文と解題―（一九）」（研究と資料第81輯、令和元（2019）年七月）【略解題】（武井和人担当）。

- (69) 国文学研究資料館「新日本古典籍総合データベース」に公開される画像に依る。

- (70) 前掲注（68）参照。

- (71) この打聞に関しては、東京大学史料編纂所編纂『大日本史料』第八編之十五（昭和五（1930）年十一月、昭和四十七（1972）年十一月覆刻）文明十五年二月一日「義尚、公卿及ヒ近臣ヲ會シテ、和歌ノ打聞ヲ編ス」条に関連する史料が纏めらるが、こゝに見

る奥書などもそれに加えられるべき史料であろう。

(72) 品経和歌の集成書という同本の形態からは、催しの追加に対応して随時増補改訂がなされた可能性も否定できない。

(73) 佚亡したと推測される釈教歌詠全集の底本となった写本がどのようなものであったかはわからないが、大館尚氏奥書本の「欠落」以前の写本が存在していたとすれば、その候補とはなろう。本切の元となった写本Ⅱ雅親浄書本そのものであった可能性も考慮されるが、本切の存在が示すように釈教歌詠全集の編纂以前に切り取りが生じていたことは明らかであり、その可能性はないものと判断される（無論、尚氏奥書本以外に転写本が存在した可能性も否定できないが、可能性という点では同本の系統を優先して考えるべきであろう）。

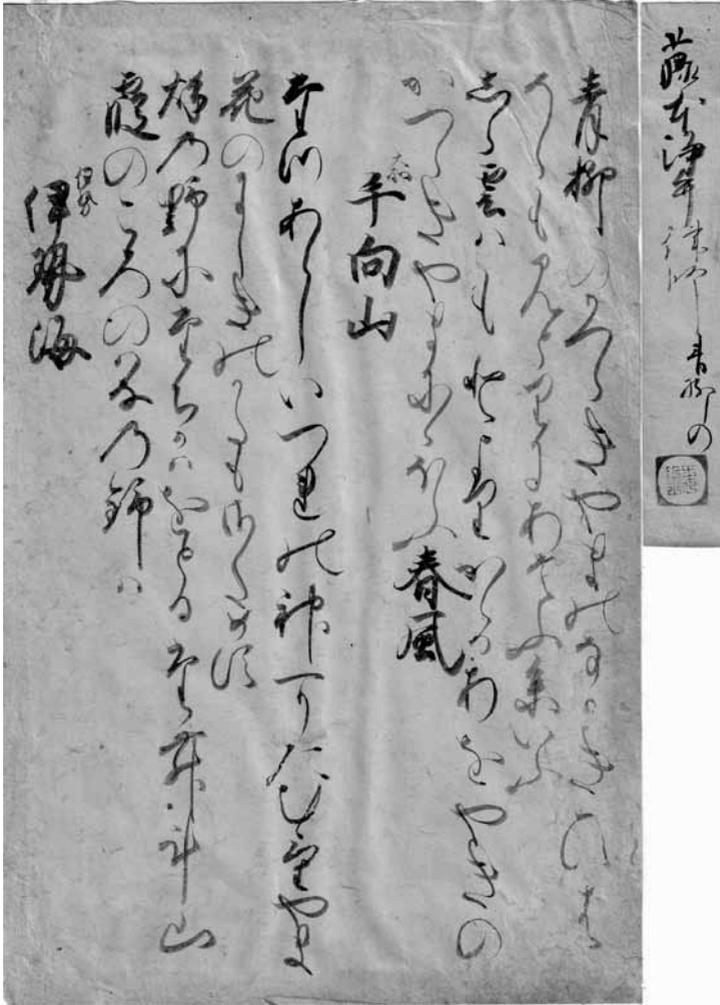
【付記】

「冰青居藏品図録（古筆切編）」の記述方針は、本学における特殊講義「中世古筆切研究」の講義内容に準じたものである。

（本学文学部国文学科非常勤講師）

〈図版〉

図版① 伝浄弁法師筆四半切（内裏名所百首定家家隆一人本）



図版② 伝浄弁法師筆四半切（内裏名所百首定家家隆二人本）

浄辨法印 三の跡も 

よのゆめかけさくらさくらさくらとて
を今このつゆの中もたふさふさ
わすれぬをこのこのゆめらば
よのゆめの中もたふさふさ
三三徳野浦
時のまよひよの夜のまよひや
かきまをふさふさかきまを
こころまよひよの夜のまよひ
うてのまよひよの夜のまよひ

図版③ 伝足利義尚（飛鳥井雅親）筆四半切（享徳三年八月四日細川持之十三回忌品経和歌）

空可成義尚のうらやまの
A

あらし世の秋のけまてうぬりめと
雲をふりてそらにけりる月
詠安樂行品和歌

沙弥道順

在於田慶修攝其心

志付のたりのえや下の花とありぬまの
とへわ法のさうとをほく

のこは身より秋とくりにてまひくれ

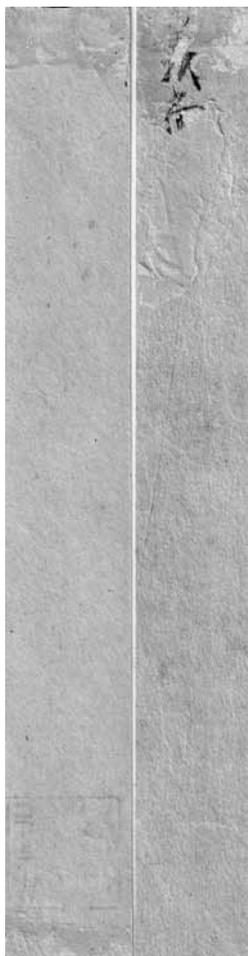
図版① 裏面



図版② 裏面



図版③ 裏面 (部分)



参考図版 飛鳥井雅世・雅親筆大四半切（宝徳三年八月十一日百番歌合）

可十又書

とし

右大臣

あつ月の月、秋のまきおれした

あをたてしてまのまくりん

右

行中納言持為

秋のまきおれしたくまれのり

のりおれしてまの風よせ

右大臣のまきおれしたくまれのり

うしろのまきおれしたくまれのり